

⑦ 廃棄物政策史（ごみの収集・運搬、処理・処分）

1 はじめに

本市では、豊かな環境を後世に引き継ぐため、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちの実現をめざして、横浜市一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢スリム」プラン（以下「3R夢プラン」という。）を推進しています。

3 R夢プランでは、市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3 Rの推進に努め、とりわけもつとも環境にやさしいリデュースの取組を進めるとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努めています。平成25年度は、横浜市中期4か年計画の最終年度として、「ごみと資源の総量の削減」、「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減」、「ごみ処理の安心と安全・安定を追求」について着実な成果が求められています。また、平成25年度は3 R夢プランの中間目標年度でもあり、目標達成に向けた取組を

更に推進していく必要があります。

今回、執筆させていただいた50年史をもとに廃棄物行政に興味を持っていただき、3 R夢プランの推進に御理解・御協力いただければ幸いです。

2 本市の五大戦争のひとつ「ごみ戦争」

① 高度経済成長に伴うごみ量の増加

日本経済は、昭和30年代から高度経済成長期に入りまし

た。本市においても例外ではなく、産業の集中化（京浜工業地帯など）による経済の発展と、これに伴う人口の激増、物資の豊かさや所得の向上に伴って大量消費時代へ突入し、ごみの排出量が爆発的に増加しました（図1）。

本市の昭和30年代前半のごみ収集については、平均6日取り（6日に一回回収）を原則としていましたが、「収集になかなか来ない」、「回数が守られていない」など市民か

ら不満の声が上がっていました。

また、昭和35年頃まではごみの焼却量が全ごみ量の4分の1程度に過ぎず、収集・運搬の充実・強化や焼却工場の拡充が望まれていました。

これらの要望を受け、ごみ出しに関して、曜日及び時間を定めた定時収集を、昭和35年に西区の一部からモデル実施しました。これは、ごみ収集の計画性と効率性を高めるだけでなく、まちの美観も図れる画期的なものであり、市民サービスの向上に著しい成果をもたらしました。

しかし、昭和40年代に入ると家庭ごみに加え、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、家具等の耐久消費財が新たな粗大ごみとして排出されるようになり（写真1）、さらに、日本の産

業が石油化学産業を中心とした工業化へと推移し始めると同時に、プラスチック製品が急激に普及し始めました。ごみ排出量の増大への対応を図るとともに、プラスチックや粗大ごみなど、それぞれごみへの対応を図る必要が生

じ、大きな社会問題となり、本市の五大戦争（環境破壊、道路交通問題、水問題、公共用地、ごみ問題）の一つとあ

げられ、ごみの処理体制を構築することが喫緊の課題となっていました。

② 社会情勢の変化と本市の施策

本市で五大戦争を繰り広げている中、当時、公害国会と言われたほど、様々な環境汚染防止対策上の法律が制定・改正されました。ごみ処理関係の法律につい



写真1 大量に出された粗大ごみに大型トラックが特別出動

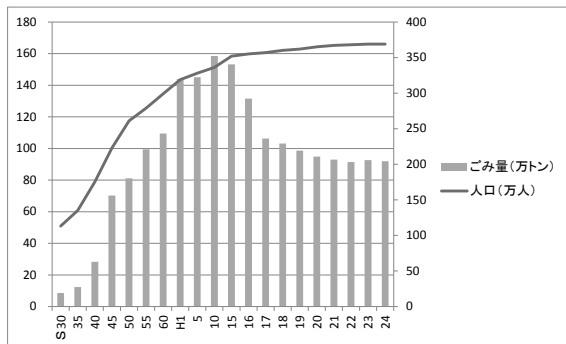


図1 ごみ量の推移（昭和30年～平成24年）

執筆

岩瀬 武

資源循環局課長補佐
（資源政策課担当係長）

松村 容輔

資源循環局資源政策課

ては、昭和45年12月に公衆衛生の向上を図ることを主な目的としていた「清掃法」が全面改正され、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）として制定されるとともに、本市においても昭和46年12月に「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定しました。

昭和45年度には、本市における家庭ごみの収集はすべて週2回以上の計画収集となり、特に排出量の多い繁華街等では週3回収集を行いました。その後、市民から収集回数増加要望が強まり、昭和48年度には収集車等の増強を図り、収集対象世帯の3分の1程度まで週3回収集を拡大し、さらに昭和49年度中区の一部繁華街については、毎日収集を行いました。

また、市政方針としても市民の生活環境の保全と整備を重点施策に掲げ、当局事業においても増加の一途をたどるごみに対応することのできる収集及び処理体制の確立に全力をあげるとともに、この非常時を乗り切るため昭和47年度事業の柱を「予防清掃」とし、「ごみを出さない運動」

を展開し、ごみの減量化対策に市民とともに取り組みました（写真2）。

昭和48年2月には、「清掃局」という名称を「環境事業局」へ変更し、環境衛生対策としての廃棄物処理の考え方を一歩進め、生活環境の保全という視点から廃棄物の処理に取り組みむこととしました。

そのような中、「家庭から排出されるごみの全量焼却」を目指し、効率的、衛生的かつ無公害を目標にした近代的焼却工場の建設が急ピッチで進められ、旭工場（昭和48年竣工）をはじめ、港南工場（昭和49年竣工）、南戸塚工場（昭和50年竣工）、保土ヶ谷工場（昭和55年竣工）、北部工場（都筑工場（昭和59年竣工））の5工場の完成に



写真2 協力を呼びかけるデパートのポスター・チラシ

より、家庭から排出されるごみの全量焼却処理体制が完備されました。

3 法改正等を踏まえた資源化の推進

①ごみと資源を取り巻く社会情勢・法整備

昭和50年代以降から、大都市圏を中心に最終処分場等の処理施設の確保が困難になり、一般廃棄物の中に占める割合の大きい容器包装廃棄物のリサイクルを進めることが必要となりました。

平成7年に製造者等にリサイクルの義務を課し、市町村の分別収集の計画的な取組を位置付けた「容器包装リサイクル法」が制定されました。これは、事業者への拡大生産者責任の理念を先取りしていたともいえ、この法律により社会的にも注目され、本格的なりサイクルが行われるようになりました。

平成10年には、家電製品について製造者等によるリサイクルを中心とする処理を義務付ける「家電リサイクル法」が制定、平成12年には一定規模以上の解体工事を行う解体工事業者等に建築廃棄物の分別・リサイクル等を義務付ける「建築リサイクル法」や、

飲食業、流通業等の事業者に食品廃棄物等のリサイクル等を義務付ける「食品リサイクル法」が制定されました。また、「廃掃法」も抜本的に改正され、廃棄物の減量化と分別排出による資源の再生利用が盛り込まれました。さらに、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されると同時に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的とした「資源の有効な利用の促進に関する法律」が制定されました。平成14年には、自動車製造業者等に自動車破砕残さ等の引き取り及びリサイクル等を義務付ける「自動車リサイクル法」が制定されました。このように各種リサイクル法の充実が図られ、ごみ問題は、環境衛生、生活環境の保全のみならず、資源保護、さらには地球環境問題にまでかわる重要な課題として位置付けられるようになりました（表1）。

②本市の取組

一方、本市においては、昭和62年に全世帯週3回収集になり、収集したごみの全量焼却を基本とした処理体制を整備してきましたが、先述のよ

うな背景から、ごみの減量化・資源化の推進のために、ごみとして排出されたものの中に含まれる資源として有効に利用できるものを選別し、資源化する必要がありました。そこで、出されたごみを迅速かつ適正に処理するという

表1 資源・ごみに関する法律

年度	制定/改正	法律名	備考
平成7年	制定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	別名：容器包装リサイクル法
平成10年	制定	特定家庭用機器再商品化法	別名：家電リサイクル法
平成12年	制定	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	別名：建築リサイクル法
平成12年	制定	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	別名：食品リサイクル法
平成12年	改正	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
平成12年	制定	循環型社会形成推進基本法	
平成12年	改正	資源の有効な利用の促進に関する法律	「再生資源の利用の促進に関する法律」から改題
平成14年	制定	使用済自動車の再資源化等に関する法律	別名：自動車リサイクル法

7品目」の分別収集体制を整備しました(図2)。

4 市民・事業者との協働 「MILKハマはG30」 (平成15年)

観点に加え、ごみの減量化・資源化の重要性がより一層高まり、市民・事業者の協力のもと再生可能な古紙や缶などについて資源集団回収を実施するとともに、各種の資源化・再利用技術の研究開発に取り組みようになりました。

① 横浜G30プランの策定

昭和58年には粗大ごみ中の自転車等の再利用を行うリサイクルセンターの開設、昭和59年からは使用済み乾電池の分別収集も行い、平成2年12月からは缶・びんの分別収集モデル事業を開始し、平成3年には市民の減量化・資源化意識の啓発を目的として、粗大ごみの再利用等を行うリサイクルプラザを開設しました。

平成5年3月からは、缶・びんの分別収集を市内の約30%の地域を対象に開始し、平成7年10月からは全市域に拡大しました。

ペットボトル回収については、平成11年2月から3区で分別収集を開始し、平成14年からは全市域に拡大しました。

「資源デポ」の増設や、収集事務所等の拠点を活用して資源を回収する「センターリサイクル」の実施等、資源物回収のため、受け皿の整備を進めました。

また、G30行動の全市民的な組織として、「ヨコハマはG30」推進本部、区ごとの組織として「区G30推進本部」、「地域G30活動委員会」を設置し、地域にきめ細かく対応できる体制を整備しました。

これにあわせ、収集事務所を中心に、職員一人ひとりがG30の広報・宣伝マンの役割を担うとともに、市民・事業者に適切なアドバイスができる体制を整備しました。

平成17年4月には「環境循環局」という名称を「資源循環局」へと変更し、取組を進めていく中で、分別収集品目を5分別7品目から、プラスチック製容器包装や古紙・古布などを追加して10分別15品目に拡大(図2)するとともに、市民の皆さまの自主的

取組である資源集団回収の拡充を図りました。さらに、常設の資源物回収拠点である「資源デポ」の増設や、収集事務所等の拠点を活用して資源を回収する「センターリサイクル」の実施等、資源物回収のため、受け皿の整備を進めました。

なお、事業者に対する取組としては、リサイクル可能な古紙は分別してリサイクルすることとし、また建築木くずについても民間のリサイクル施設が整備されてきたことから、リサイクルを進めるため、焼却工場での受入を停止しました。これに併せて、焼却工場での搬入物検査を強化し、不適正な搬入を防ぐとともに、びん・缶・ペットボトルなどの資源物についてもリサイクルルートに誘導しました。

イ 普及啓発

「ヨコハマはG30」の標語を様々なイベントで掲示するとともに、本市が発行するすべての広報印刷物へ刷り込む、公用車に標語のステッカーを貼るなどあらゆる機会を捉えてPRし、「G30ってなんだろう」と関心を持ってもらうための取組を行いました。

更に、G30のロゴやマスコットを公募するとともに、G30テーマソングを製作・PRすることで、市民に広くG30を周知することに努めました。

また、市民に対して家庭系ごみの分別排出を徹底するため、自治会・町内会単位できめ細やかな住民説明会を開催

分別拡大前(5分別7品目)

粗大ごみ	乾電池	小さな金属類	缶・びん・ペットボトル	家庭ごみ
------	-----	--------	-------------	------

分別拡大後(10分別15品目)

粗大ごみ	乾電池	小さな金属類	缶・びん・ペットボトル	燃えないごみ	古布	古紙(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙バック)	スプレ一缶	プラスチック製容器包装	燃やすごみ
------	-----	--------	-------------	--------	----	---------------------------	-------	-------------	-------

図2 分別収集体制の拡大

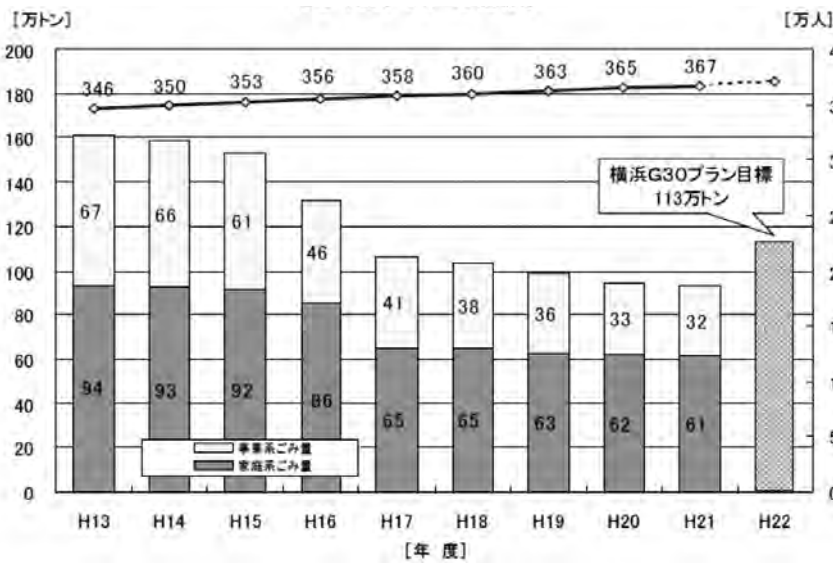


図3 G30によるごみ減量の推移

度には、106万トン(対13年度比▲34%)まで減少し、「ごみ量30%減(対13年度比)」を目標より5年前倒して達成しました。そこで、横浜市中期計画で新たな目標として「ごみ量35%減(対13年度比)」を掲げ、更なるごみ減量・リサイクルに挑戦

3 R夢プランの策定
G30プランに基づき、3R、とりわけ分別・リサイクルを市民・事業者との協働のもと進めた結果、燃やすごみの大幅な削減やこれに伴う温室効果ガス排出量の減少、焼却工場の廃止や最終処分場の延命化などの成果をあげることができました。さらに分別をきっかけとして、市民・事業者による自主的なごみ減量・リサイクル行動の実践も見られるようになりました。分別・リサイクルが市民・事業者の間に、一定程度定着したことから、循環型社会の実現を確固たるものにするために、ごみの発生そのものを抑制するリデュースの取組を一層進める必要があります。

3 R夢プランの目標
3R夢プランは、平成37年度までに、ごみと資源の総量を平成21年度比10%以上、温室効果ガスを50%以上削減するとともに、ごみ処理の安心・安全・安定を追求することを目標としています。

6 おわりに
市民・事業者の皆さまの御理解と御協力により、本市のごみ量は大幅に減少しており、G30プランは諸外国からも注目を集める、世界に誇る成果となりました。現在、本市ではG30プランに続く3R夢プランを推進し、これまでの分別・リサイクルに加えて、ごみそのものを減らすリデュースの取組を積極的に進めることで、ごみ処理に伴う環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指しています。リデュースの取組は、市民のライフスタイル・事業者のビジネススタイルの転換を求めることにつながることをするため、容易ではありません。しかし、G30で培った協働の取組を礎として、これまで以上に市民・事業者・行政の3者の「つながり」を強め、協働で「3R夢プラン」を進めることにより、すべての市民がごみのごで困らない住みよいまちを目指し、子ども達が将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に取り組んでまいります。

し、徹底した分別・リサイクルの仕組みへの積極的な参加を働きかけるとともに、市民の理解と協力を得ながら、集積場所での啓発活動や分別されていないごみの取り残しなどを実施しました。さらに、事務所・工場の職員による出前講座や市内全小学校を対象とした焼却工場見学による環境学習を推進するほか、事務所・工場に併設したG30啓発拠点の整備を行

3 R夢プランの成果
G30の推進により、横浜市のごみ量は平成13年度の161万トンに対して平成17年度には、106万トン(対13年度比▲34%)まで減少し、「ごみ量30%減(対13年度比)」を目標より5年前倒して達成しました。そこで、横浜市中期計画で新たな目標として「ごみ量35%減(対13年度比)」を掲げ、更なるごみ減量・リサイクルに挑戦

5 「E1ハマ3R夢(スリム)」(平成23年)へ
G30の推進により、横浜市のごみ量は平成13年度の161万トンに対して平成17年度には、106万トン(対13年度比▲34%)まで減少し、「ごみ量30%減(対13年度比)」を目標より5年前倒して達成しました。そこで、横浜市中期計画で新たな目標として「ごみ量35%減(対13年度比)」を掲げ、更なるごみ減量・リサイクルに挑戦

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定から10年近くが経過し、社会的制度の整備が進み、資源の循環的な利用等について国際的にも主導的な役割を果たそうと努めている中、本市としても日本を代表する環境モデル都市として先頭に立ち、廃棄物行政をけん引していく必要があります。

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定から10年近くが経過し、社会的制度の整備が進み、資源の循環的な利用等について国際的にも主導的な役割を果たそうと努めている中、本市としても日本を代表する環境モデル都市として先頭に立ち、廃棄物行政をけん引していく必要があります。